

3. 学士課程の教育内容・方法

学士課程の教育については、21世紀の大学像と社会状況を踏まえた教育改革を行う必要がある。本学の教育内容・方法の到達目標は、学部によってその理念・目的・教育目標は異なるが、学生自らが主体的に考え、自らの判断によって学習到達目標を設計し、遂行できる能力を育成するための教育内容と教育方法について、学部ごとの特色を持った独自の教育改革として、各学部が組織的にかつ継続的に実施・改善することにより、深い教養をはじめ、専門的基礎能力と高度の専門能力を身に付けた質の高い卒業生を社会に送り出すことである。

(一) 教育課程等

(1) 大学全体及び学部共通事項

(1)-1 教育改善委員会活動

本学では、全学的な教育改善を目的として組織された教育改善において、教育内容と教育方法に関する改革・改善を継続的に推進中である。本委員会の活動目的の第一は、「丁寧な教育」の推進である。すなわち、多様な高校教育課程と大学専門基礎科目の接続問題を解決し、学生自らが学習目標と意欲を持って勉学に励み、かつ自ら将来設計できるような教育プログラムを計画し、教育を行い、それを評価し、さらに改善するための仕組みを実現することである。

活動目的の第二は、高等教育システムの急激な変化への対応である。すなわち「変化」とは、平成14年8月の中央教育審議会大学分科会答申「大学の質の保証に係る新しいシステムの構築について」によって実施された大学設置認可の大幅な緩和および第三者評価(認証評価)の義務化を指す。殊に後者については、大学は自らその質保証に責任を持たなければならない、かつ、その質保証につき認証評価機関によって定期的な評価を受けなければならない、これへの対処が求められている。

本委員会での具体的な取り組み事項は、概ね以下のようである。

- (イ) 各学部の教育内容の改善(専門基礎科目教育の改善、創成型教育および動機付け教育の導入、キャリア教育の導入)
- (ロ) 低学年次の教育内容の改善(少人数ゼミナール(フレッシュマン教育)、情報処理教育の充実、英語教育の改善、教養教育科目(人文社会系、外国語系、保健体育系)の改善)
- (ハ) JABEE(日本技術者教育認定基準)の導入

(二) FD(教育方法の改善)の実施

本学は、従来から4年ごとにカリキュラム改訂を行っており、情報工学部全学科の改訂時期が平成13年度であったことから、その新カリキュラムが検討され、4学科の中で少人

数ゼミナール、創成型科目および動機付け科目等を導入した学科もあったが、情報工学部としての十分な教育改善には至らなかった。

しかし、平成 12 年度後期から平成 14 年度前期までの第一次教育改善委員会において、教育改革の必要性や重要性が十分に討議され、教育改革への取組みに対する教員の意識が改善され、特に工学部において新カリキュラムの検討と丁寧な教育の実践が行われ、留年者・退学者の減少等の成果が得られている。

平成 14 年度後期から平成 16 年度前期までの第二次教育改善委員会では（巻末資料 1）、工学部と情報工学部の全学科が平成 15 年度または平成 16 年度よりの新カリキュラムをスタートさせるとともに 2 学科において学科名称の変更が行われた。同時期に外国語特に英語教育に関する教育内容が改善されている。また、工学部と情報工学部の各 1 学科(知能機械工学科、情報システム工学科)においては、JABEE 申請のための教育プログラムも開始される等の成果が得られている。さらに、同委員会の平成 16 年度前期において、本学の全学科の中に、FD 検討委員会（教育改善委員会と教育評価委員会）が設置され、成果のひとつとして平成 16 年度後期からオフィスアワー制度が全学部・全学科で導入されて実施されている。今後の学科単位での本委員会の組織的な教育改善活動が期待される。

また、平成 16 年度後期からの第三次教育改善委員会において実施された具体的な教育改善項目は（巻末資料 2）、シラバスの改善（学習・教育目標の設定、学習達成度評価方法の明示等）が全学科で行われたこと、ベストティーチャー賞が工学部・情報工学部の各 1 学科で実施されたこと、および平成 17 年度より、CAP 制度を情報工学部 1 学科で導入予定、GPA 制度を工学部全学科と情報工学部システムマネジメント学科（社会環境学部は平成 13 年度より実施）で試験的に導入予定であること等が決定した。また、現在検討中の教育業績評価制度は平成 17 年度の実施を目指して対処していく予定である。

全学に共通する問題点として、丁寧な教育や FD 等に対する教育改善への取組状況が、学科によって温度差のあることが指摘される。これは、教育改善委員会において実施すべき内容等を審議した後、実施する内容については各学科で検討し、それを実施する学科からスタートするという学科の独自性を尊重して対応してきたという経過によるものである。今後は、一部の学科や一部の教員に偏らないように、教員の一人一人が「教育に対する意識改革の必要性」を認識して、各学科の組織的な教育改善に協力し、学部長と学科長を中心にして、温度差の少ない組織的な取組みとして発展していく必要があると思われる。

以上のように、本学の教育改善は少しずつではあるが進展しており、本委員会の活動が全学科の教育内容と教育方法の改善に大いに寄与していることから、本学の教育改革への長年の取組み状況は概ね良好であると評価される。なお、社会環境学部については、現在新学部として学年進行中ではあるが、カリキュラムの改訂を行い、完成年度後の平成 17 年度より実施する予定である。また、多くの教育改革についても現在検討中である。

(1) - 2 単位互換、単位認定等

(1) - 2 - 1 国内外大学等との単位互換方法の適切性

本学の学則第 33 条に、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができ、30 単位以内で、卒業要件の単位として認めることを規定している。

上記規定に基づいて、平成 10 年 6 月に放送大学との単位互換協定の締結を行い、放送大学開講科目中 11 科目を本学カリキュラム、教養教育科目の人文社会分野と自然科学分野科目の卒業単位として認定、加算できる仕組みになっている。このことは、学生への教育課程をより豊富にすることや学生の教育内容拡充に寄与しているが、受講生が毎年 2 名程度と少ない。これは、受講方法が自学自習システムによるため、学生自身が確固たる修学意欲を持たないと持続性が薄れていくことに原因があると思われる。

現在、単位互換協定は、放送大学に限られているが、毎年夏休み期間中に、学内の国際交流委員会を通じて、姉妹校への語学研修が実施されており、今後、長期・短期の留学希望者が出る場合が充分想定されるので、将来的には本学と国際交流を締結している海外の大学と互換協定を結び、相互の教育交流を深める必要があると思われる。

(1) - 2 - 2 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性

大学以外の教育施設（短期大学部の専攻科又は高等専門学校の専攻科等）における学修については、学則第 34 条に規定しており、認めることができる単位数は 30 単位以内である。

また、入学前の既修得単位の取扱いについては、学則第 35 条に、大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む）において修得した単位については、卒業要件となる単位認定が可能で、認定単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、30 単位以内であることを規定している。

さらに「福岡工業大学転入学、編入学取扱規程」第 6 条において、転入学および編入学の単位認定方法について定めている。これによると、工学部・情報工学部においては、取得単位は原則として本学の履修科目と内容および時間数が同一であること、3 年次の場合は、履修要項第 6 条に準ずる単位を取得していなければならないこと、また、2 年次の場合は、30 単位以上取得していなければならないこと、また、3 年次進級条件 64 単位を満たさない者は、3 年次に編入できない等を規定している。

社会環境学部においては、各学年の進級要件がないので 3 年次編入における 62 単位の包括認定を規定している。

この様に 3 学部各々の教育課程に対応した認定単位認定を行っているが、その手続きは、学科会議での検討を経て、教務委員会、教授会の審議の下に厳正に実施されており、単位認定の基準、手続きともに適切であると判断される。

なお本学では、社会人、他の大学・大学院・短期大学に在学する学生のための科目等履

修制度をおき、単位を認定している。平成 16 年 5 月現在の履修生総数は 27 名で、このうち短期大学学生が 19 名、大学院生等 1 名、社会人 4 名および外国人留学生 3 名となっている。短期大学学生の科目等履修生のすべてが、本学への編入学を希望している福岡工業大学短期大学部の在学学生である。大学院生および社会人は、教職課程の履修生がほとんどである。また、外国人留学生は、本学姉妹校である韓国亜洲大学校から留学している本学在学中の学生である。

また近年、高等学校と大学の教育連携、いわゆる「高大連携」が推進されており、本学では、規程が整備されて平成 14 年度より受け入れ可能となり、現在までに 2 校との高大連携プログラムを実施し、単位を認定している。そのうちの 1 校では、毎年数名の希望者を受け入れており、優秀な成績で修了し、修了生のなかには希望して本学へ入学した学生もいる。また、この高校からは本学への志願者数が近年に大幅に増加するという成果が得られている。他の 1 校は平成 16 年度から始まったばかりで今後の成果に期待したい。

(1) - 2 - 3 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

学則第 33 条、34 条、35 条に、他大学または短期大学・大学以外の教育施設等・入学前の既修得単位等で各々修得した単位の認定は、編入学、転入学等の場合を除き 30 単位を超えないことと規定している。さらに、履修要項第 19 条に、他学部または他学科において修得できる専門科目は 12 単位を上限とすること、なお、教養教育科目、スキル教育科目については、上限は定めないことと規定している。

編入学の単位認定については、前述した通り、工学部・情報工学部では、学科毎の単位換算を、社会環境学部においては、3 年編入時に卒業要件（124 単位）の半分に当たる 62 単位の包括認定を実施している。

また、転学部、転学科においては、編入学の取り扱いと同様に受け入れ学科毎の単位換算を行っているが、今までに実施されたことはない。

他学部・他学科の受講については、各学部・学科においてクラス制の講義時間割で教育を実施しているため、正規学年生が他学部・他学科の講義を受講することは難しいが、教養科目に関する再履修生については、一部ではあるが他学部・他学科の科目（下位学年科目）を受講することがある。また、大学の教育方針である「丁寧な教育」実施のため、専門基礎科目を中心とする講義科目数が多いことも、他学部・他学科の受講機会を狭めている。クラス制や専門基礎教育充実の意義を保ちつつ多様な学修機会を提供していくために、今後は、学部・学科の枠を超えた横断的カリキュラムの検討が必要であろう。

(1) - 2 - 4 生涯学習への対応

少子高齢化社会の進展は、大学における「生涯学習」の位置付けをより積極的なものへと変化させている。本学にあっても従来より、充実した施設・設備や知識・技術といった知的財産を広く地域社会に提供しつつ生涯学習需要に应运ってきたが、ここ数年はそれに加

えて、生涯学習需要それ自体の喚起を意識した施策が採られてきた。その柱がエクステンションセンターの開設と社会人リカレント教育への対応であり、これらは本学の経営戦略上も適切かつ重要な方策である。

昭和 55 年以來、スポーツ、歴史、音楽等、コンピュータ関係に加え様々なジャンルの講座も開講してきた公開講座は、平成 13 年度にエクステンションセンターの開設を機に、コンピュータを中心とした情報関連講座の他に、資格取得や文化教養の講座を充実させ、地域や学生の要求に応えるとともに、ほぼ通年開講を実現した。同センターの設置により本学の生涯学習に対する体制が大きく前進した。また、学内外の受講者の同センターに対する評価も高い。しかしながら、発足して間もないこともあり、講座の構成、水準、担当講師に関する課題も多い。これらの課題については、当該センターの運営委員会で検討しながら生涯学習への支援体制を整えつつある。なお、エクステンションセンターについては、「三. 9 (二) エクステンションセンター」の項で詳しく述べている。

大学院での社会人リカレント教育については、昼夜開講することで一般社会人も容易に大学院教育を受講することができるシステムとなっている。現時点で、その受講生は決して多いとはいえないが、例えば、本学の博士課程進学を希望する修士課程の社会人学生がいるなど、大学院の社会人教育への関心も徐々に高まりつつある。なお、大学院の詳細については「4 修士課程の教育内容・方法等」で記述する。